

「ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民の意見聴取

平成 23 年 11 月 7 日（月）13:00～13:40

水の郷さわら 水辺交流センター

発言者：意見発表者 4

千葉県柏市に定住しております●●と申します。予断無き検証という言葉にはほど遠い結果となっているハツ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）について、以下意見を述べさせていただきます。

まず、最初に公共事業としてのハツ場ダム計画のずさんさについて触れておきたいと思います。ハツ場ダムの歴史は長い争いだと思っていでしょう。そして予定地の人達に苦難の道を強いてきた歴史です。きっかけは 1947 年カスリーン台風がもたらした利根川流域の洪水被害でした。同様な被害を回避するため洪水調節を行うダムを利根川上流域に建設する計画が作られました。その一つとしてハツ場ダムが構想されたのが 1952 年でした。いったん立ち消えになったダム構想は、1960 年代の高度成長期の首都圏の生活用水及び工業用水の供給を賄うため、治水と利水用の多目的ダム構想としてスタートしたのが 1965 年でした。以来半世紀を超える時間が流れました。その間ふるさと消失に反対する人達の運動は国策を盾にした国と県の力の流れに収束し、ダム建設を柱とする地元再建プランが策定されたのは 1985 年でした。しかし、その後もダム建設の計画と地域の再構築のプランが順調に進んだとはとても思えません。基本計画は 3 回に渡って変更され工期は当初予定の 2000 年度から 2010 年度さらに 2015 年度まで、また建設費については驚くなかれ、当初 2110 億円から 4600 億円へと変更されました。これが 2005 年、第 1 回の変更時のことでもあります。その他建設の目的として流水の正常な機能の維持、また直近の変更でダム使用権設定予定者として群馬県の発電が追加された後、ダム建設反対論に対抗するための基本計画の見直しが行われてきました。地元再建プランの行方にも不安を感じざるを得ません。地域を支える人が流出をし、地域社会を構築できるかどうか疑問視される状況が続いています。加えてダム完成後の貯水池周辺の地すべりの危険性が指摘されていること、新しく造成される代替地、特に川原湯地区打越代替地の風水害に対する脆弱性の懸念が指摘されています。このような事態について事業主体である国土交通省は、どのような行政手法で対応してきたのでしょうか。以下の陳述で個別に申し立てるいくつかの事柄は国土交通省関東地方整備局の行政手法の問題点として指摘するつもりです。このことは国土交通省の行政自体への私たちの信頼を揺るがす要因にもなっています。公共事業としてのハツ場ダム計画のあり方についてあらためて再考をお願いしたいと思います。まず、最初に治水、洪水調節の施策について触れたいと思います。ハツ場ダム計画がもたらした社会的困難の背景の 1 つとして、まず利根川流域の治水の基礎となる河川整備計画、これは向こう 20 年から 30 年間に向け実施をする河川整備の事業計画ですが、河川整備計画が策定されていないことを指摘しなければなりません。このことは別に申し立てる目標洪水流量の設定とダム事業の評価の作業にあたって、事業者の恣意的な対応をもたらしたと私は見えています。さらに河川整備計画の策定にあたっては学識者、関係都道府県知事や関係市町村の他、関係住民の意見を聞くことが求められています。事業主体者、関係自治体、関係住民の三角の関係において真の意味での対話は行われていないことを関係者相互の理解を妨げていると言わざるを得ません。改正された河川法の精神が河川管理者側の熱意が、日頃から本当に培われてきたのか、現在のような混迷した事態では明らかなことです。その事由として河川整備計画相当の目標流量の設定の経過に言及しておきたいと思います。今回の検証にあたって、利根川水系の河川整備計画が未

策定、したがって整備の根拠となる数字が明示されていなかったわけですが、整備計画が未策定のため、関東地方整備局が一存で整備計画相当の目標流量 17,000m³/秒と、それから河道対応流量 14,000m³/秒とし、八ツ場ダムを含む洪水調節施設の効果量を算定の上、八ツ場ダム計画の正当性をさらに過大に主張しようとしているように見えます。自然の大きな営みを工学のモデルに載せて行う議論でございますから見解の相違が起こることは十分あり得るわけです。したがって、その手続きにあたっては公正な議論の場を設けて専門家の意見を聴取する他に関係住民の意見も聞くべきです。河川法第 16 条の 2 の理念は、そういうことを規定しているものであり、この理念と規定に反するものではないと私は考えます。3 番目に利水、新規利水の施策について触れたいと思います。利水についての検証にあたって、利水予定者の水需給計画の再検討が必要であったはずですが、実際に各利水予定者は水需給計画の再検証を行った形跡はありません。また、国交省も従前からの全体水需給計画をそのまま容認した姿勢です。行政機関が行う行政評価に関する法律による事業の再評価はいつ実施されたのでしょうか。一步譲ってこの需給計画が妥当であるとしても今回の検証において採択されて利水代替対策として示された案は本来の代替案とほど遠いものと言わざるを得ません。富士川からの導水、地下取水案などはこの問題に関心を寄せる私たち関係者を啞然とさせるものでした。むしろ代替案はないと主張するのが誠実な態度ではなかったのでしょうか。この検討報告書の信頼性を損なうものであると言わざるを得ません。有識者会議はどのようにこの報告を受け止めるのでしょうか。なお、今回の検証作業では表には出ていませんが、水利権許可制度の抜本的な対応を図ることは、貴重な水資源と有効な利用と国土環境の保全を図る視点からも必要なことであると考えています。水利権の許可権限をもってダム事業に参加を強制するような動きがこれまで無かったと言えないのではないのでしょうか。次に、目的別の総合評価について触れておきたいと思います。洪水調節、新規利水及び流水機能の維持についてそれぞれ代替案を抽出し、それに対応した複数の評価軸に沿って評価がなされています。検証有力項目によって、評価にあたっての最大の要点は、維持管理に要する費用も含めたうえで、建設コストを最重視することになっています。評価項目には膨大な検証や中身がある中でかかる短時間に検討を設置された内容がダム案に比して、劣位であるとの判定はむしろ当然だろうと思います。予断無き検証の本来の姿、対策案の中にゼロオプション、すなわち、ダム建設は行わないということを含めて比較検討を行わなければならなかったはずですが、そして、その前提として整備計画相当の目標流量及び利水予定者水需給計画の予断無き検証も行わなければならなかったはずですが、次に費用対効果の問題に触れておきたいと思います。2010 年の 10 月会計検査院がダム建設の費用対効果の算定方式について問題点を指摘しました。これは新聞でも報じられています。ダム建設の効果を算出するにあたって標準的に定めていないことを指摘したものでした。今般の検証にあたって使用した洪水調節についての治水経済調査マニュアル案これは平成 17 年 4 月国土交通省河川局作成のものだと思います。また、流水の正常な機能の維持についても河川に係わる環境整備の経済評価の手引き平成 22 年 3 月国土交通省河川局河川環境課の監修のものだと思います。これは会計検査院の指摘に適正に対応したと答えられるものであるのでしょうか。これは質問も兼ねて指摘しておきたいと思います。

最後に総括的な補足の意見を申し上げますが、さまざまな答弁を含むこの膨大な検討資料の中身について、今日このすべてに論究することは不可能でした。ここであらためて総括意見を述べて論述を終わりたいと思います。検討報告書案策定過程で 2011 年 1 月国交省河川局長から日本学術会議会長に宛、河川流出モデル基本高水の検証に関する学術的な評価について依頼があり、その結果は 2011 年 9 月に公表されています。この経緯については今この技術資料に書かれています。この学術会議の検証の結果は今般の検討報告書案では技術的には触れられてはいませんが、検討報告書作成の基調になっているはずですが、

評価報告では洪水の実績については不確定な要素もあることも言及しています。学会議の検討報告書では近年不確実な要素があることも言及しています。この学会議の報告会の場において河川局の指標となる流量推計の不確実性にも触れ、より合理的な河川計画の手法の確立、情報の共有、合意形成を図るための計画形成を約束しています。と言うことに十分な研究をお願いしたいと思います。今回の八ツ場ダム問題の論争を通じて、よしんばダムが建設されたとしても利根川の河川整備基本方針、2006年策定されたものでございますけれども、河川整備基本方針よる限りさらに追加のダムの建設を想定しなければならなければならないということを私は知りました。これ以上のダム建設が不可能であるとするならば、その他の方法で認められるはずであり、その方策は認められるはずであり、利根川の河川整備基本方針の見直しと、さらにより正確な河川整備計画の立案について、あらためて関係諸団体、機関と住民の衆知の議論を要請したいと思います。この時点でダム本体の建設が止まったとしても環境破壊の爪痕を記した自然が残ることに私は胸が痛みます。地域に残ってこれまで支え続けてきた周辺地域の住民の皆さんの生活基盤の再構築の為に新しく検討中の支援法案と合わせ「利根川荒川水源地域対策基金」が使われることを強く求めるところです。このような公共事業が二度と繰り返してはならないということを申し上げて陳述を終わります。ありがとうございました。

以上